

令和7年度 甘楽町立新屋小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 1月30日策定 令和 3年 4月 7日一部改訂
" 11月17日一部改訂 令和 4年 4月11日一部改訂
平成27年 4月 7日一部改訂 令和 5年 4月 8日一部改訂
平成28年 4月 7日一部改訂 令和 6年 4月 7日一部改訂
平成29年 4月 5日一部改訂 令和 7年 4月 8日一部改訂
平成30年 4月 4日一部改訂
平成31年 4月 8日一部改訂
令和 2年 4月 8日一部改訂

1. いじめ防止基本方針の策定に当たって

(1)新屋小学校の基本的な考え方や方針等

- ① 「いじめは、どの学級・どの子どもにも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、家庭や地域、関係機関とも連携しながら、いじめのない明るく楽しい学校作りを行う。
- ② 一人一人の個性の伸長を図りながら、互いを認め合い、自己有用感を高められるようにすることで、児童が安心して学校生活を送り、様々な活動を主体的に取り組めるような学校作りを行う。

(2)めざす児童像

- ① 相手の立場や考えを尊重し、誰とでも仲良く助け合うことができる、明るく思いやりのある元気な児童。
- ② きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、自他共に認められているという実感をもつ児童。

(3)いじめ防止のための基本姿勢

- ① 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける場所をつくる。（居場所づくり）
- ② 授業や行事の中ですべての児童が活躍できる場所を作り出し、児童の「自己有用感」を高める。（絆づくりのための場づくり）
- ③ 家庭や地域、関係機関と連携した取組を推進する。（早期発見・早期解決）

2. 組織及び校内体制

【いじめ防止対策委員会】

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、
教育相談担当、特別支援コーディネーター、
養護教諭、スクールカウンセラー

【生徒指導情報交換会】

毎月1回、全職員で情報交換及び共通行動についての話し合い等

- 法を犯す行為と認められるいじめ問題や重大事案が発生した場合

【いじめ防止調査委員会】

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、
教育相談担当、特別支援コーディネーター、
養護教諭、スクールカウンセラー、主任児童員、
PTA会長、町教委、警察、児童相談所等

【教育相談部】

特別支援会議、心の相談員・学校支援員との打合せ等

【関係機関】

町教委、警察、児童相談所、医療機関等

3. いじめの未然防止

(1) 居場所づくり

① 児童が「わかる」授業(子ども主体の授業)づくり

- 一人一人の児童がよく理解でき、達成感、成就感をもって自信を深め、自己存在感につながるような授業づくりを目指す。
- ペア学習やグループ学習を取り入れることで、互いの良さを発見し、望ましい人間関係が築けるような雰囲気を醸成する。

② 学習規律の確保と教室環境の整備

- 全ての児童が授業に参加できるよう、以下の3項目の指導に重点的に行い、学習規律を確保する。
 - ・ 新屋小学校「学習スタンダード」を用いての指導
 - ・ 聴き方・話し方の指導
 - ・ ノート指導
- 児童が「自分の学級に所属している」という帰属感を得られるように、児童の活躍や成長の様子がわかるような教室掲示の工夫を行う。

③ 思いやりの心を育む道德教育や差別を許さない人権教育の充実

- 道德の時間を中心に様々な道德的価値についてじっくり考えさせ、命の大切さや思いやりの心を身につけさせる。
- 人権週間に合わせて学級や学校全体で人権について集中的に学習する時間を設け、差別や偏見を許さない態度を育む。

(2) 絆づくりのための場づくり

① 思いやりや自己有用感を高める特別活動や縦割り活動の充実

- 学校行事、委員会活動、クラブ活動や縦割り活動を通して、よりよい人間関係を築こうとする態度や社会性を養う。
- 自分の役割や「やりがい」を意識させ、児童の自己有用感を高める。
- 友だちの良い行いや良い点を短学活で発表し合うことで自己有用感を高める。

② 児童主体のいじめ防止活動の展開

児童一人一人がいじめを自分の問題として考え、防止のために主体的に活動できるような場を設定し、児童会を中心として児童主体のいじめ防止活動を推進する。

③ 規範意識の醸成と生活規則の確保

学校や学級、地域社会の決まりやルールを守ろうとする規範意識を高め、いじめを生み出さない安定した生活基盤を築くことができるよう、全職員が連携し、「あたりまえ五箇条」を徹底して、生徒指導の充実に取り組む。

4. いじめの早期発見

(1) 児童のささいな変化に気づく取組

① 教職員による見とり

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。

② 「いじめアンケート」の実施・集計・活用

○ 「なかよしアンケート」

毎月1回実施。悩みや人間関係を把握する。気になる記述については個人面談を行い話をよく聞く。

③ 保護者との情報を共有

○ 連絡ノート、電話・家庭訪問、PTA会議等を活用し情報を共有する。

(2) 情報を確実にするための取組

① 職員会議における情報交換

② いじめ防止対策委員会における情報交換・対応策の協議・指導記録の集積

(3) 不登校児童への対応

- 担任等による欠席理由の正確な把握と、電話連絡等での様子の確認の実施。
- 連続欠席2日の児童については管理職に状況を報告する。（家庭訪問の実施）
- 連続欠席が1週間を超えた場合はサポートチームを結成して支援を行う。

(4) 保護者・地域・他校との連携

① 保護者や地域との連携

- 学校ホームページや学校だより等を通して適切な情報提供を行う。
- 家庭訪問や教育相談を通して保護者からの的確に情報を収集する。
- 児童や保護者が悩みを相談できるよう、「こころの相談室」等の相談窓口の周知を図る。
- PTAや放課後子ども教室、学童保育所等との情報交換を図る。
- 保護者による学校評価で状況をチェックする。

② 他校や関係機関との連携

- 幼稚園や中学校との円滑な接続を図るために、学校間の交流行事や情報交換を積極的に行う。
- 「万引き防止教室」「情報モラル教室」の実施の他、関係機関と日常的な連携を図る。

5. いじめに対する対応

いじめ問題が生じたときには、いじめをやめさせ、再発を防止するため、詳細な事実確認に基づき、必要に応じ関係機関と連携し早期に適切な対応を実施する。

(1) いじめへの早期対応

- いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
- いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- 児童・保護者への対応は、複数教員で行う等、学校全体で組織的に対応する。
- 事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。
- いじめた児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- 傍観者の立場にいる児童にも、いじているのと同様であるということを指導する。
- 学校内だけでなく、必要に応じ民生児童委員等の各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- いじめが解消（3か月の経過観察）した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。
- インターネットや携帯電話等によるネットいじめが起きた場合は、教育委員会と連携し、警察を通して対応を行い、該当事項をネット上から消去する。

(2) 法を犯す行為と認められるいじめ問題に対する対応

法を犯す行為と認められるいじめ問題が生じたときには、新屋小いじめ防止調査委員会を開催し、所管警察署と連携するとともに、質問票その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。調査結果をもとに、いじめ防止調査委員会の判断により、加害児童に対し出席停止や別室登校等の措置を行う。

6. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発生した場合
- 相当期間、学校の欠席を余儀なくされた場合

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生したときは、ただちに教育委員会を通して町長に報告する。
- 新屋小いじめ防止調査委員会を開催し、教育委員会が組織するいじめ対策調査委員会と連携し、質問票の使用その他適切な方法により当該事態に係る事実関係を明確にする調査を実施する。
- いじめを受けた児童及び保護者に調査した事実関係等の情報を適切に提供する。
- 教育委員会を通して、調査結果を町長に報告する。
- 教育委員会の指導のもと、必要に応じ、保護者に対して事案の経緯とその後の対策について報告会を設ける。

7. いじめ防止活動年間計画(◎:教師主体 ○:児童主体)

	学校全体の取組	児童の活動
4 月	◎いじめについての指導(全クラス) ◎いじめ防止対策委員会①でいじめ防止基本方針の検討・方針の決定	○1年生を迎える会
5 月	☆いじめ防止強化月間①	○児童会でのいじめ防止スローガンの決定
6 月	◎高学年児童を対象とした、情報モラル研修会の実施	○高学年によるあいさつ運動
7 月	◎学校評価外部アンケート・内部評価①の実施	○いじめ防止標語・ポスター応募
8 月		
9 月 10 月	◎いじめについての指導(全クラス)	○運動会応援合戦練習(たてわり活動)
11 月	☆いじめ防止強化月間②	○思いやり旬間の取組 ・たてわり遊び ・思いやりの花 ・いじめ防止講話 ・挨拶運動 ・人権ビデオ視聴 ・廊下パトロール隊 ・人権標語・作文・ポスター応募
12 月	◎学校評価外部アンケート・内部評価②の実施	○甘楽町いじめ防止子どもフォーラムへの参加
1 月	◎いじめ防止対策委員会②でいじめ防止への取組を評価・改善策検討	
2 月		
3 月		○6年生を送る会 ○振り返り

※ 毎月「いじめアンケート」を全校児童を対象に実施し、児童の実態を把握し逐次指導に生かす。

※ 縦割り活動を年間を通して行う。

8. その他

この「新屋小学校いじめ防止基本方針」は、学校評価結果等を受け、新屋小いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを実施する。